

工事一時中止に係るガイドライン

平成31年1月

茨城県牛久市

目 次

1. 工事一時中止に係るガイドライン制定の背景	1
2. 工事の一時中止に係る基本フロー	2
3. 発注者の中止指示義務	3
4. 工事を中止すべき場合	4
5. 中止の指示・通知	5
6. 基本計画書の作成	6
7. 工期短縮計画書の作成	8
8. 請負代金額又は工期の変更	8
9. 増加費用の考え方	9
10. 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い	16
参考資料	17

1. 工事一時中止に係るガイドライン制定の背景

(1) 工事発注の基本的考え方

工事の発注に際しては、地元設計協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議等を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本となる。

(2) 工事の現状及び課題

一部の工事では、当初契約締結時に予測できない人為的事象や天災等の発生に伴う工事現場の状態変化等により、工事の継続が困難な状況に陥る場合がある。そうした場合、工事現場の維持等に要する費用の適切な計上が必要である。

牛久市工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）において、「発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない」（契約約款第1条第1項）と定められている。

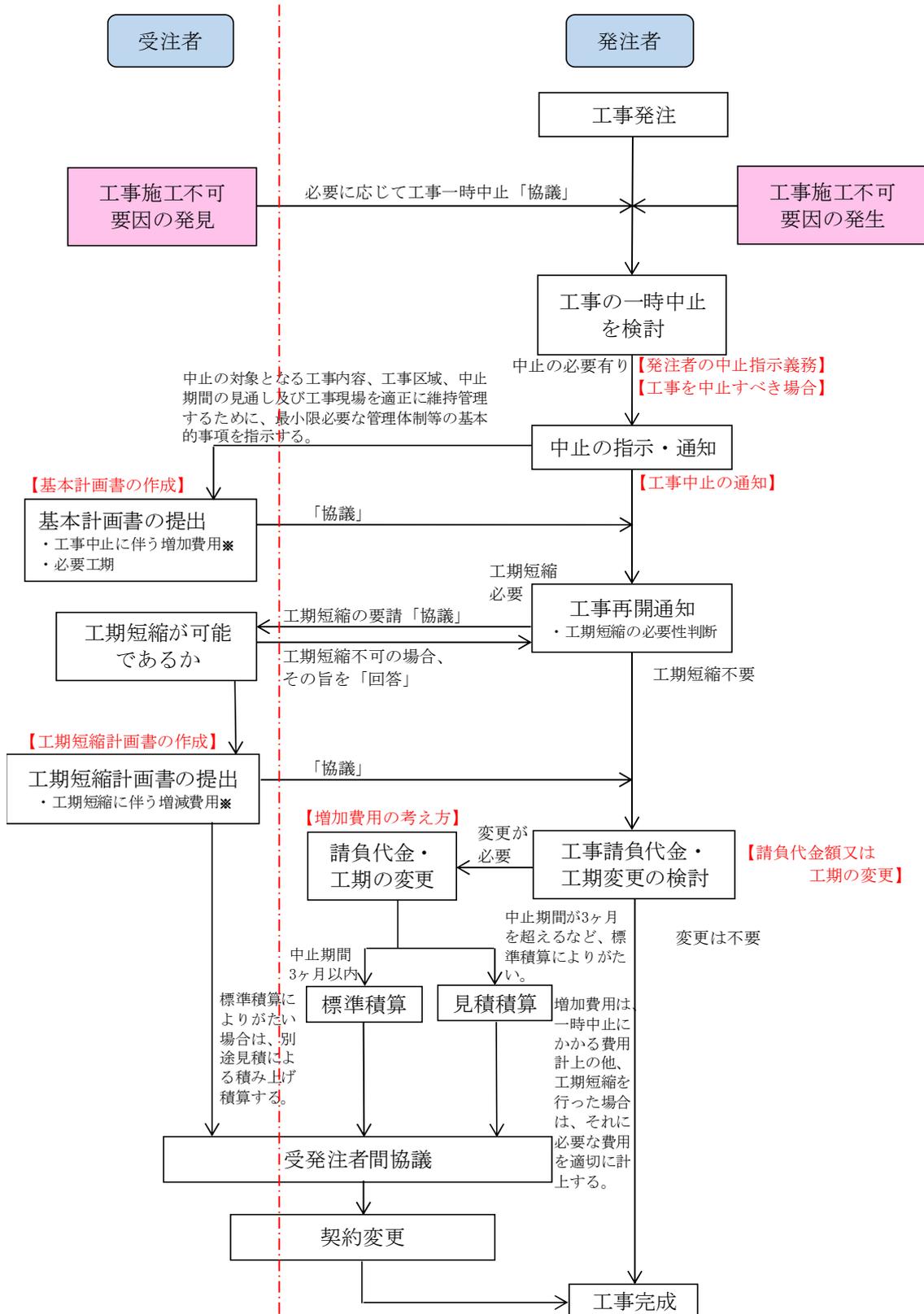
(3) ガイドライン制定の目的

発注者は、契約約款第20条の規定に基づき、受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したことにより、施工ができなくなった工事については、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

主に発注者事由による工事一時中止について、適正な対応を行うためのガイドラインを制定する。

※工事請負金額により、工事請負契約約款に規定している条文の番号が異なる場合があるので注意する。

2. 工事の一時中止に係る基本フロー

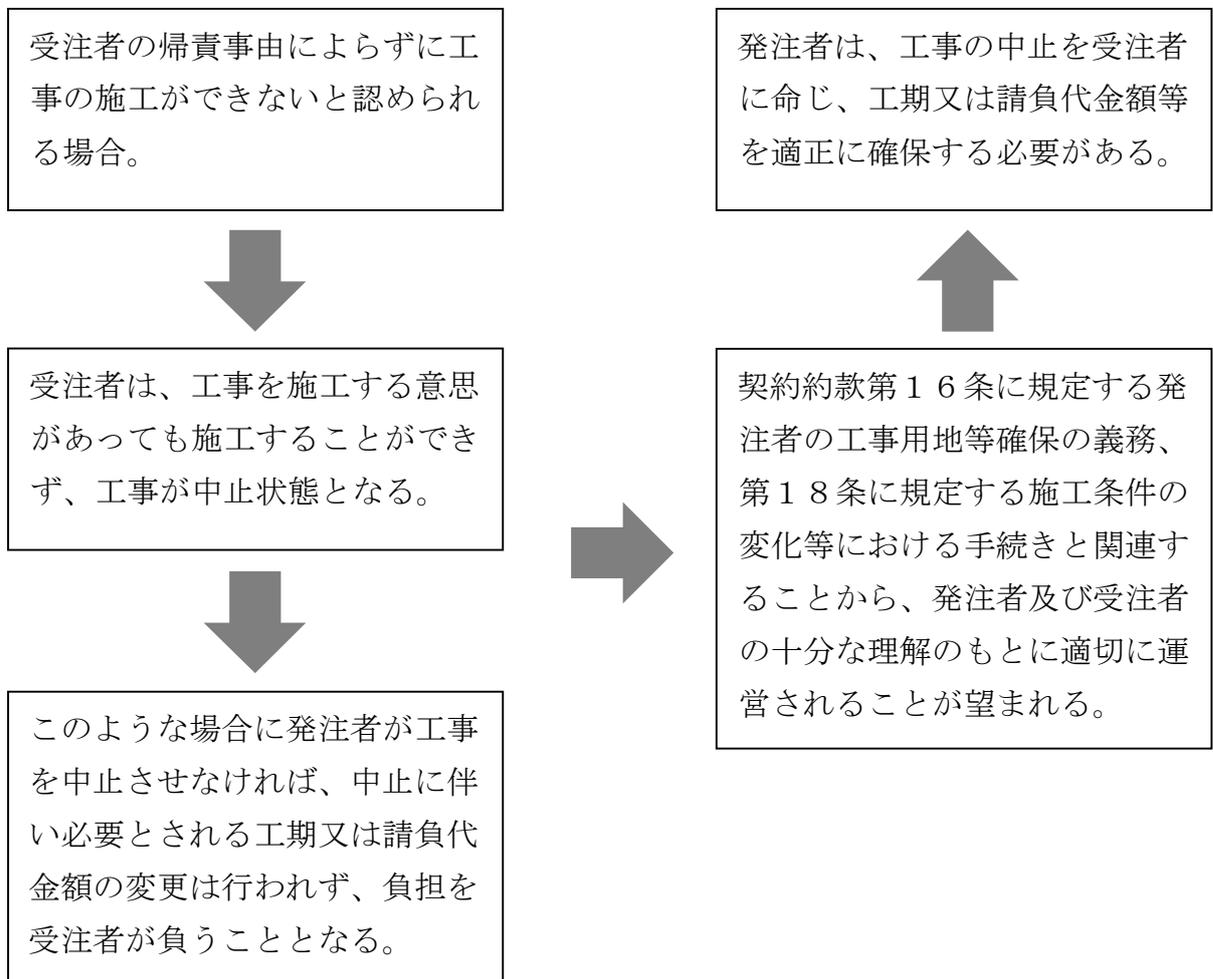


※記載する概算費用は、参考値であり変更契約時点の費用を拘束するものではない。

3. 発注者の中止指示義務

発注者の責めに帰することができない事由により工事を施工できないと認められるときは、発注者は工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。(契約約款第20条) 受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要があれば速やかに工事中止を指示する。

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。



注) 工事の一時中止期間における主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおりとする。

- ・ 工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・ 受注者の責めによらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】

※大幅な工期延期とは、契約約款（受注者の解除権）第49条1項第2号を準拠して、「延期期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超える場合」を目安とする。

4. 工事を中止すべき場合

受注者の責めに帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合とは、「①工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」と「②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められたとき」の2つが規定されている。（契約約款第20条）

また、上記の2つの規定以外にも発注者が必要であると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。

※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味し、発注者又は受注者の主観的判断によって決まるものではない。

- ① 工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合。
- ・発注者の義務である工事用地等の確保が行われないため（契約約款第16条）施工できない場合。
 - ・同一現場内に複数の工事があり、一部工事の契約が未成立又は一部の工事で大幅な施工の遅延が生じた等、他の契約済み工事の施工ができない場合。
 - ・設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（契約約款第18条）施工を続けることが不可能な場合・・・等。
- ② 自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合。
- ・地中障害物・埋設物等の調査及び処理を行う場合。
 - ・天災等により地形等に物理的な変動があった場合。
 - ・「自然的又は人為的事象」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい^{いかく}威嚇行為も含まれる。

5. 中止の指示・通知

発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

【発注者の中止権】

- ① 発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。
- ※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者が判断する。

- ② 発注者が工事を中止させることができるのは、工事の完成前に限られる。

【受注者による中止事案の確認請求】

- ① 受注者は、受注者の責めに帰することができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

【工事の中止期間】

- ① 受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが通常中止の通知時点では、中止期間が確定的でないことが多い。

このような場合、発注者は工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか現実可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。

- ② 発注者は、施工を一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。
- ③ 以上のことから、中止期間は一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

6. 基本計画書の作成

- (1) 工事を中止した場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し協議する。
- (2) 実際に工事着手する前の事前調査や施工計画作成中等の準備期間中であっても現場の維持管理は必要であることから基本計画書を提出し受発注者間で協議する。
- (2) 基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。

- (3) 一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合、受注者は変更計画書を作成し受発注者間で協議する。

【記載内容】

- ① 基本計画書の目的。
- ② 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること。
- ③ 中止に伴う受注者側の工事現場体制の縮小と再開に関すること。
- ④ 工事現場の維持・管理に関する基本的事項。
- ⑤ 工事再開に向けた方策。
- ⑥ 工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠。
- ⑦ 基本計画書に変更が生じた場合の手続き。

※指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。

記載する概算金額は、参考値であり変更契約時点の費用を拘束するものではない。

中止がごく短期間である場合や中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合には、その旨を記載し概算費用の記載は省略できる。

【管理責任】

- ① 中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。
- ② 受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。
- ③ 受注者は、工事期間中の工事現場管理を「善良な管理者の注意」をもって行う。(契約約款第16条第2項を準拠)

※「善良な管理者の注意」とは、職業や専門家としての能力、社会的地位などから通常期待される注意義務のことを言う。

7. 工期短縮計画書の作成

- (1) 発注者は、一時中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。
- (2) 受注者は、発注者からの協議に基づき工期短縮を行う場合は、その方策に関する工期短縮計画書を作成し発注者と協議を行う。
- (3) 協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し双方の認識相違が生じないようにする。

【管理責任】

- ① 工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関すること。
- ② 短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること。
- ③ 工期短縮に伴い、新たに発生する費用について必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載。

【工期の変更】

- ① 受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画に則り施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める。
- ② 工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき契約変更を行う。

8. 請負代金額又は工期の変更

- (1) 工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。

※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。

- (2) 中止が短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。

【請負代金額の変更】

- ① 発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。
- ② 増加費用
 - ・ 工事用地等を確保し得なかった場合。
 - ・ 暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの。
- ③ 損害の負担
 - ・ 発注者に過失がある場合に生じたもの。
 - ・ 事情変更により生じたもの。

※増加費用と損害は区別しないものとする。

【工期の変更】

- ① 工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。
- ② 地震、災害等の場合は、片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある。
- ③ 前記のことから、跡片付け期間や復興に要した期間を含め工期延長することも可能である。

9. 増加費用の考え方

- (1) 本工事施工中に中止した場合。(本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事)

【増加費用の範囲】

- ① 増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。
- ② 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用とする。

【工事現場の維持に要する費用】

- ① 中止期間中において工事現場を維持し又は、工事の続行に備えて機械器具、労働者又は、技術職員を保持するために必要とされる費用等。
- ② 中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における経費。

【工事体制の縮小に要する費用】

- ① 中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため不要となった機械器具、労働者、技術職員の配置転換に要する費用等。

【工事の再開準備に要する費用】

- ① 工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労働者、技術職員の転入に要する費用等。

- (2) 工期短縮を行った場合。(当初設計から施工条件の変更がない場合。)

【増加費用の考え方】

- ① 工期短縮の要因が発注者に起因するもの・・・

《増加費用を見込む》

- ・ 工種を追加したが工期延期せず当初工期のままとした場合。

- ② 工期短縮の要因が受注者に起因するもの・・・

《増加費用は見込まない》

- ・ 工程の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合。

- ③ 工期短縮の要因が自然条件（災害等含む）に起因するもの・・・

《増加費用を見込む》

- ・想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず工期延期が必要であるが、何らかの事情により工期延期ができない場合。
- ・自然災害で被災※を受け、一時作業ができなくなったが工期延期をせず、当初工期のまま施工する場合。

※災害による損害については、契約約款第29条（不可抗力による損害）に基づき対応。

【増加費用を見込む場合の主な項目の事例】

- ① 当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手間に要する費用。
- ② 人員を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用。
- ③ その他、必要と思われる費用。

※増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとする。

(3) 中止に伴う増加費用の算定

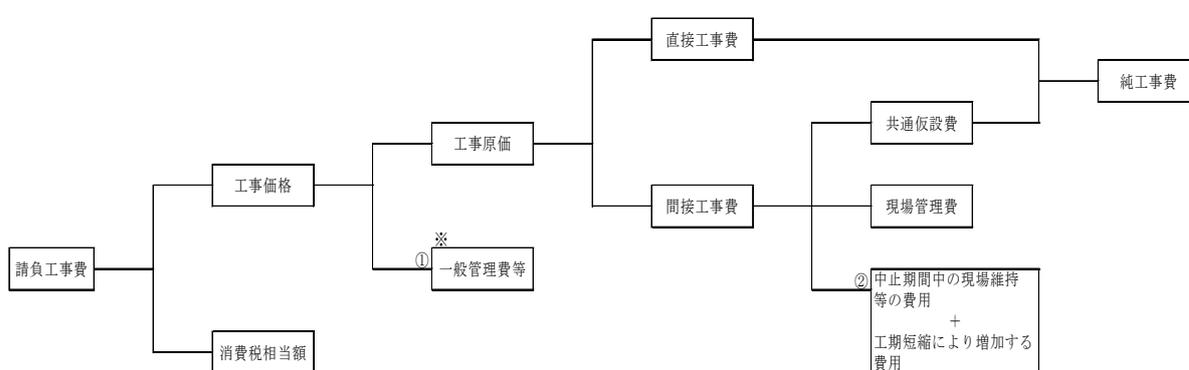
【増加費用の算定】

- ① 増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場維持等の費用明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者間で協議して行う。（P. 29参照）
- ② 増加費用の各構成費目は、原則として中止期間中に要した費目の内容について積算する。
- ③ 再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。

- ④ 一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

【増加費用等の構成】

- ① 中止期間中の現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



※一時中止に伴う本支店における増加費用を含む。

- ② 標準積算により算定する場合、中止期間中の現場維持等に関する費用として積算する内容は、積上げ項目及び率項目とする。

《積上げ項目》

○直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用

- ・ 直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損害額及び補修費用。
- ・ 直接工事費（仮設費を含む）及び事業損失防止費における項目で現場維持等に要する費用。

《率で計上する項目》

○運搬費の増加費用

- ・現場搬入済みの建設機械の工事現場への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用。
- ・大型機械類等の現場内運搬。

○安全費の増加費用

- ・工事現場の維持に関する費用。
- ※保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用。

○役務費の増加費用

- ・仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金。

○営繕費の増加費用

- ・現場事務所、労働者宿舍及び火薬庫等の営繕損料に要する費用。

○現場管理費の増加費用

- ・現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用。

注)・標準積算は工事全体の一時中止（主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む）に適用し、維持工事のうち経常的な工事である場合及び一時中止期間が3ヶ月を超える場合は適用不可。

- ・標準積算によりがたい場合は、別途見積りによる積上積算とする。

【増加費用等の構成】

- ① 増加費用は、原則工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象注) に算定することとし、各適用積算基準の「工事の一時停止に伴う増加費用等の積算」にて算定する。

ただし、中止期間3ヶ月以内※1は標準積算により算定し、中止期間が3ヶ月を超える※2場合、維持工事のうち経常的な工事である場合など標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め受発注者間で協議を行い増加費用の算定にあたる。

※1 標準積算の適用範囲は、積算基準策定時に検証したケースが3ヶ月程度までであることから、「中止期間3ヶ月以内」としている。
増加費用等の積算は、茨城県土木部 積算基準及び標準歩掛 「第10章工事の一時中止に伴う増加費用等の積算」を参照すること。

※2 見積を求める場合、中止期間全体にかかる見積（例えば中止期間4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積）を徴取する。

注) 増加費用の算定（請負代金額の変更）は、施工着手後を原則とし施工着手前の増加費用に関する受発注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に現場事務所の設置時期などを確認し十分な調整を行うこと。 ●建設工事に係る施工条件の手引きを参照のこと。

（4） 契約後準備工着手前に中止した場合

- ① 契約後準備工着手前とは、契約締結後で現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態で測量等の準備工に着手するまでの期間を言う。

- ② 発注者は、上記の期間中に準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。

【基本計画書の作成】

工事請負契約約款の工事用地の確保等第16条第2項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。このことから、受注者に必要に応じて

「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し承諾を得る。

【増加費用】

一時中止に伴う増加費用は、計上しない。

(5) 準備工期間に中止した場合

- ① 準備工期間とは、契約締結後で現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間を言う。
- ② 発注者は、上記の期間中に本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。

【基本計画書の作成】

受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要に応じて概算費用を記載※した上で、その内容について発注者と協議し同意を得る。

※1. 概算費用は、請求する場合のみ記載する。

2. 概算費用は、参考値であり変更契約時点の費用を拘束するものではない。

【増加費用】

- ・増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。
- ・増加費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所の

- 維持費、土地の借地料) 及び現場管理費 (監理技術者もしくは、主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当) 等が想定される。
- ・増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき、実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。(積算は受注者から見積を求め行う。)

10. 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い

(1) 増加費用の設計書における取扱い

- ① 増加分費用は、中止した工事の設計書の中に「**中止期間中の現場維持等の費用**」として現契約の請負工事費とは別計上する。ただし、設計上では、現契約に係る請負工事費と増加分費用の合算額を請負工事費とみなす。

(2) 増加費用の事務処理上の取扱い

- ① 増加分費用は、現契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならない変更契約するものとする。
- ② 増加分費用は、受注者から請求があった場合に負担する。
- ③ 増加分費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行う。

参考資料

■ 工事請負契約約款

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため、又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるもののほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書の誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いのうえ、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いたうえ、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事の目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。

(3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事の目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は

(受注者の解除権)

第43条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。

(2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事の目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責にも帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第45条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて、第13条第2項又は第14条第1項若しくは第2項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

◎増加費用の費目と内容

増加分費用の各費目に係る積算内容は、次のとおりとする。

(1) 現場における増加分費用【積上又は率により計上】

・材料

① 材料の保管費用

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済みの材料を発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料。

② 他の工事現場へ転用する材料の運搬

工事を中止したため、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済みの材料を発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費。

③ 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に係る損料額及び補修費用。

・労務費

① 工事現場の維持等に必要な労務費

中止後の労務費は、原則として計上しない。ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、発注者と受注者の協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用。

② 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のため、発注者と受注者の協議により工事現場に常駐させた、トンネル、潜函工などの特殊技能労務者が職種外の普通作業等に従事した場合における、本来の職種と従事した職種の発注者設計単価差額費用。

・水道光熱電力等料金

工事現場に設置済みの施設を工事現場の維持等のため発注者が指示し、あるいは発注者と受注者の協議により中止期間中稼働（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用。

・機械経費

① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済みの機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用。

- a. 工事現場の維持のために存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立、解体費、管理費を含む。）。
- b. 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用。

・運搬費

① 工事現場外への搬出又は工事現場への再投入に要する費用

中止時点に現場搬入済みの機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場

外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用。

② 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたために新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示し、あるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用。

・ **準備費**

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡片付け、再開準備のために諸準備・測量等で発注者が指示し、あるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用。

・ **仮設費**

① 仮設諸機材の損料

現場搬入済みの仮設材料、設備等のうち元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設材諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修費の増加費用。

② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示し、あるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用。(補助労力・保安要員費を含む。)

・ **事業損失防止施設費**

仮設費に準じて積算した費用。

・安全費

① 既存の安全設備に係る費用

中止以前に工事現場に設置済みの安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用。

② 新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、中止に伴い工事現場の安全を確保するため発注者が新たに指示し、あるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用。(保安要員費を含む。)

・役務費

① プラント敷地、材料置場等敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等（敷地）の中止期間に係る借上げ解約などに要した増加費用。

② 電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料。

・技術管理費

原則として増加分費用は計上しないものとする。ただし、現場搬入済み調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用。

・ 営繕費

中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用。

・ 労務者輸送費

元設計が営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において発注者と受注者の協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用。

・ 労務者管理費

① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復旧のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。

なお、専従的に雇用されていた者とは、元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場の相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。

② 解雇・休業手当を払う場合の費用

発注者と受注者の協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用。

- **地代**

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用。

- **福利厚生費**

現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用。

(2) 本支店における増加分費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用。

(3) 消費税相当額

現場及び本支店における増加分費用に係る消費税に相当する費用。

◎増加費用の見積書作成例

工事一時中止に伴う増加費用等の見積書			
工事名	〇〇〇道路改良工事		
工事場所	牛久市〇〇町地内		
当初工期	自) 平成〇〇年〇〇月〇〇日	一時中止 期間	自) 平成〇〇年〇〇月〇〇日
	至) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (360日間)		至) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (120日間)
当初契約金額	¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円	税抜契約金額	¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
増加金額	¥3,732,480円	税抜増加金額	¥3,456,000円
			〇〇建設株式会社

工事一時中止に伴う増加費用内訳書

工事名 〇〇〇道路改良工事						
一時中止に伴う増加費用	規格	単位	数量	単位	金額	摘要
(1) 現場管理費		式	1		3,456,785	
・従業員給料手当		式	1		3,456,785	
現場代理人		月	4.3	506,809	2,179,279	
監理技術者		月	1.3	704,005	915,207	
・福利厚生費		式	1		35,498	
・事務用品費		式	1		50,935	
・通信交通費		式	1		112,835	
・現場事務所費		式	1		163,032	
合計					3,456,785	

※見積りに対する妥当性の確認ができる明細書の提出が必要。

例えば)

(1) 現場代理人等の給料について

- ①当該現場での作業内容
- ②給与等の内訳書
- ③給与明細等の資料

(2) 福利厚生費、通信交通費、営繕費について

- ①経費別支払調書
- ②事務用品の証明書類の提出
- ③経費支払い集計調書

妥当性の確認ができた項目を積上げる。

(例を参考にすると、全ての内容が確認できた場合は、1,000円未満を切り捨てた3,456,000円を増加費用として計上する。)

※中止や短期に伴う増加費用などを確認し、受発注者間で認識の相違がないようにする必要がある。

発行日 平成31年1月

発行者 茨城県牛久市

編集 牛久市総務部契約検査課